

第一七六回

閣第二〇号

防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律案

(防衛省の職員の給与等に関する法律の一部改正)

第一条 防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百五十」を「百分の百三十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に改める。

附則第五項を次のように改める。

5 一般職給与法附則第八項の規定は、職員の俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当及び広域異動手当の支給について準用する。この場合において、同項中「号俸でないもの」とあるのは「号俸でないもの及び二等陸佐、二等海佐又は二等空佐以上の自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）第六条の規定の適用を受ける自衛官、医師又は歯科医師である自衛官及び自衛官である再任用職員を除く。）であつてその号俸がその階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあつては同法別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあつては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。以下この項において同じ。）における最低の号俸でないもの」と、同項第一号中「職務の級」とあるのは「職務の級又は階級」と読み替えるものとする。

附則中第六項を第十項とし、第五項の次に次の四項を加える。

6 当分の間、前項において準用する一般職給与法附則第八項に規定する特定職員（以下単に「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日（特定職員以外の者が五十五歳に達した日後における最初の四月一日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

一 第二十三条第一項の規定により支給される俸給月額、専門スタッフ職調整手当、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号から第四号までに定める額並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

二 第二十三条第二項又は第三項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 前項において準用する一般職給与法附則第八項第一号、第三号及び第四号に定める額（以下この項においてこれらを「俸給減額基本額等」と総称する。）並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一

一般職給与法附則第八項第六号に定める額（第四号及び第五号において「期末手当減額基本額」という。）に百分の八十を乗じて得た額

三 第二十三条第四項の規定により支給される俸給月額、地域手当及び広域異動手当俸給減額基本額等に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

四 第二十三条第五項の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当及び期末手当 俸給減額基本額等及び期末手当減額基本額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

五 第二十三条第六項の規定により支給される期末手当 期末手当減額基本額に百分の八十を乗じて得た額（同条第五項の規定により給与の支給を受ける職員にあつては、期末手当減額基本額に、同項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額）

六 第二十四条の規定により支給される俸給月額、地域手当、広域異動手当、期末手当及び勤勉手当 俸給減額基本額等並びに第十八条の二第一項の規定によりその例によることとされる一般職給与法附則第八項第六号及び第七号に定める額

7 前二項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合におけるこれらの項の減ずる額の計算その他これらの規定の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

8 一般職給与法附則第十項の規定は、特定職員が第十四条第二項において準用する一般職給与法第十六条から第十八条までの規定により支給される超過勤務手当、休日給及び夜勤手当の算定について準用する。

9 退職の日において附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項の規定の適用を受ける若年定年退職者に対する第二十七条の三第二項の規定（防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十六条第二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の適用については、第二十七条の三第二項中「受けていた俸給月額」とあるのは「受けていた附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項第一号に定める額に相当する額を俸給月額から減じた額」と、「政令で定める俸給月額」とあるのは「同号に定める額に相当するものとして政令で定める額に相当する額を政令で定める俸給月額から減じた額」とする。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一 自衛隊教官俸給表（第四条—第五条関係）

職員の区分	職務の級	1 級	2 級
	号 俸	俸 給 月 額	俸 給 月 額
再任用職員以外の職員		円	円
	1	192,800	330,600
	2	194,500	332,900
	3	196,200	335,200

	4	197,900	337,500
	5	199,700	339,800
	6	201,400	342,100
	7	203,100	344,400
	8	204,800	346,700
	9	206,600	348,900
	10	208,500	351,100
	11	210,400	353,300
	12	212,300	355,500
	13	214,000	357,700
	14	216,000	359,700
	15	218,000	361,800
	16	220,000	363,900
	17	221,900	365,900
	18	224,600	367,900
	19	227,300	369,900
	20	230,000	371,900
	21	232,800	374,000
	22	235,700	376,000
	23	238,600	378,000
	24	241,500	380,000
	25	244,300	381,600
	26	247,100	383,500
	27	249,900	385,400
	28	252,700	387,300
	29	255,500	389,200
	30	258,100	391,200
	31	260,700	393,200
	32	263,300	395,200
	33	265,700	397,100
	34	268,300	398,800
	35	270,800	400,500
	36	273,300	402,300
	37	275,800	403,900
	38	278,400	405,500
	39	281,000	407,100
	40	283,600	408,700
	41	286,100	410,400

	42	288,700	412,000
	43	291,200	413,600
	44	293,700	415,200
	45	296,000	416,900
	46	298,700	418,500
	47	301,400	420,100
	48	304,100	421,700
	49	306,600	423,400
	50	309,100	425,000
	51	311,600	426,600
	52	314,100	428,200
	53	316,500	429,900
	54	318,700	431,500
	55	320,900	433,100
	56	323,100	434,700
	57	325,400	436,400
	58	327,600	438,000
	59	329,800	439,500
	60	331,900	441,100
	61	334,100	442,800
	62	336,300	444,400
	63	338,500	446,000
	64	340,700	447,600
	65	342,900	449,300
	66	345,100	450,900
	67	347,300	452,500
	68	349,500	454,100
	69	351,500	455,700
	70	353,600	457,300
	71	355,700	458,900
	72	357,800	460,500
	73	359,600	462,000
	74	361,500	463,000
	75	363,500	464,000
	76	365,400	465,000
	77	367,400	465,800
	78	369,100	
	79	370,800	
	80	372,500	

	81	374,200	
	82	375,700	
	83	377,200	
	84	378,700	
	85	380,200	
	86	381,700	
	87	383,200	
	88	384,700	
	89	386,100	
	90	387,500	
	91	388,900	
	92	390,300	
	93	391,800	
	94	393,100	
	95	394,400	
	96	395,700	
	97	397,100	
	98	398,100	
	99	399,200	
	100	400,300	
	101	401,400	
	102	402,500	
	103	403,600	
	104	404,700	
	105	405,600	
	106	406,600	
	107	407,600	
	108	408,600	
	109	409,500	
	110	410,400	
	111	411,300	
	112	412,200	
	113	412,900	
	114	413,700	
	115	414,500	
	116	415,300	
	117	416,100	
	118	416,900	

	119	417,600	
	120	418,400	
	121	419,200	
	122	419,700	
	123	420,200	
	124	420,700	
	125	421,100	
	126	421,600	
	127	422,100	
	128	422,600	
	129	423,000	
	130	423,500	
	131	424,000	
	132	424,500	
	133	424,900	
	134	425,400	
	135	425,900	
	136	426,400	
	137	426,800	
再任用職員		278,600	336,700

別表第二 自衛官俸給表（第四条、第五条、第六条、第八条、第二十七条の三、第二十八条の三関係）

職員の区分	階級 号俸	陸 将	陸将補		1等陸佐			2等陸佐
		海 将	海将補	空将補	1等海佐	1等空佐	2等海佐	2等空佐
		俸給月額	俸給月額		俸給月額			俸給月額
		(一)	(二)	(一)	(二)	(三)		
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	724,000	724,000	524,000	472,500	456,600	400,500	346,700
	2	780,000	780,000	527,400	475,600	458,700	403,400	349,400
	3	838,000	838,000	530,800	478,700	460,800	406,300	352,100
	4	917,000	917,000	534,200	481,800	462,900	409,200	354,800
	5	989,000		537,500	484,900	465,100	411,900	357,300
	6	1,060,000		540,900	488,000	467,400	414,800	360,200
	7	1,135,000		544,300	491,100	469,700	417,700	363,100
	8	1,204,000		547,700	494,200	472,000	420,600	366,000
	9			550,900	497,400	474,200	423,200	369,000
	10			553,600	500,200	476,400	426,000	371,700
	11			556,300	503,000	478,600	428,800	374,400
12			559,000	505,800	480,800	431,600	377,100	

13			561,500	508,600	482,800	434,400	379,800
14			563,100	511,400	484,800	436,900	382,500
15			564,700	514,200	486,800	439,400	385,200
16			566,300	517,000	488,800	441,900	387,900
17			567,800	519,900	490,900	444,300	390,400
18			569,400	522,600	492,900	446,500	392,800
19			571,000	525,300	494,900	448,700	395,200
20			572,600	528,000	496,900	450,900	397,600
21			574,100	530,500	498,700	453,200	400,100
22			575,700	532,500	500,300	455,200	402,500
23			577,300	534,500	501,900	457,200	404,900
24			578,900	536,500	503,500	459,200	407,300
25			580,300	538,600	505,200	461,200	409,800
26			581,900	539,800	506,700	463,100	412,200
27			583,500	541,000	508,200	465,000	414,600
28			585,100	542,200	509,700	466,900	417,000
29			586,500	543,300	511,100	468,800	419,300
30			588,100	544,400	512,000	470,100	421,600
31			589,700	545,500	512,900	471,400	423,900
32			591,300	546,600	513,800	472,700	426,200
33			592,600	547,700	514,800	474,000	428,500
34			594,000	548,900	515,700	475,400	430,700
35			595,400	550,100	516,600	476,800	432,900
36			596,800	551,300	517,500	478,200	435,100
37			598,300	552,400	518,500	479,400	437,300
38			599,700	553,600	519,400	480,300	439,500
39			601,100	554,800	520,300	481,200	441,700
40			602,500	556,000	521,200	482,100	443,900
41			603,800	557,100	522,200	482,900	446,000
42			605,100	558,300	523,100	483,800	448,100
43			606,400	559,500	524,000	484,700	450,200
44			607,700	560,700	524,900	485,600	452,300
45			608,800	561,800	525,900	486,600	454,300
46					526,800	487,500	456,100
47					527,700	488,400	457,900
48					528,600	489,300	459,700
49					529,500	490,300	461,500
50					530,400	491,200	462,800
51					531,300	492,100	464,100
52					532,200	493,000	465,400
53					533,000	494,000	466,500
54					533,900	494,900	467,800
55					534,800	495,800	469,100
56					535,700	496,700	470,400
57					536,500	497,700	471,700
58						498,600	472,700
59						499,500	473,700
60						500,400	474,700
61						501,400	475,700
62						502,300	476,700
63						503,200	477,700

64						504,100	478,700
65						505,100	479,600
66						506,000	480,500
67						506,900	481,400
68						507,800	482,300
69						508,800	483,000
70						509,700	483,900
71						510,600	484,800
72						511,500	485,700
73						512,500	486,600
74						513,400	487,500
75						514,300	488,400
76						515,200	489,300
77						516,200	490,200
78						517,100	491,100
79						518,000	492,000
80						518,900	492,900
81						519,900	493,700
82							494,600
83							495,500
84							496,400
85							497,100
86							498,000
87							498,900
88							499,800
89							500,500
90							501,400
91							502,300
92							503,200
93							503,900
94							504,800
95							505,700
96							506,600
97							507,300
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							

	114							
	115							
	116							
	117							
	118							
	119							
	120							
	121							
	122							
	123							
	124							
	125							
	126							
	127							
	128							
	129							
	130							
	131							
	132							
	133							
	134							
	135							
	136							
	137							
	138							
	139							
	140							
	141							
	142							
	143							
	144							
	145							
再任用職員		—	—	516,700	472,500	456,600	400,300	360,700

3等陸佐 3等海佐 3等空佐	1等陸尉 1等海尉 1等空尉	2等陸尉 2等海尉 2等空尉	3等陸尉 3等海尉 3等空尉	准陸尉 准海尉 准空尉	陸曹長 海曹長 空曹長	1等陸曹 1等海曹 1等空曹	2等陸曹 2等海曹 2等空曹
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円	円	円	円	円
319,000	269,900	244,000	236,000	227,300	221,500	221,300	212,700
321,300	272,000	246,000	237,000	229,500	223,700	223,500	214,900
323,600	274,100	248,000	238,000	231,700	225,900	225,700	217,100
325,900	276,200	250,000	239,000	233,900	228,100	227,900	219,300
328,000	278,200	252,100	239,900	236,100	230,300	230,100	221,300
330,500	280,200	254,200	240,900	238,000	232,200	232,000	223,500

333,000	282,200	256,300	241,900	239,900	234,100	233,900	225,700
335,500	284,200	258,400	242,900	241,800	236,000	235,800	227,900
337,900	286,100	260,400	244,000	243,800	238,000	237,800	230,100
340,500	287,800	262,400	246,000	245,800	240,000	239,800	232,000
343,100	289,500	264,400	248,000	247,800	242,000	241,800	233,900
345,700	291,200	266,400	250,000	249,800	244,000	243,800	235,800
348,100	292,900	268,400	252,000	251,800	246,000	245,800	237,800
350,600	294,900	270,300	254,000	253,800	248,000	247,800	239,800
353,100	296,900	272,200	256,000	255,800	250,000	249,800	241,800
355,600	298,900	274,100	258,000	257,800	252,000	251,800	243,800
358,100	300,700	275,800	259,800	259,800	254,000	253,800	245,800
360,600	302,800	277,600	261,600	261,400	255,600	255,400	247,800
363,100	304,900	279,400	263,400	263,000	257,200	257,000	249,800
365,600	307,000	281,200	265,200	264,600	258,800	258,600	251,800
368,100	309,000	283,000	267,000	266,300	260,500	260,300	253,800
370,600	311,200	284,700	268,700	268,000	262,200	262,000	255,400
373,100	313,400	286,400	270,400	269,700	263,900	263,700	257,000
375,600	315,600	288,100	272,100	271,400	265,600	265,400	258,600
378,000	317,900	289,800	273,700	273,100	267,300	267,100	260,300
380,400	320,000	291,600	275,300	274,700	268,900	268,700	262,000
382,800	322,100	293,400	276,900	276,300	270,500	270,300	263,700
385,200	324,200	295,200	278,500	277,900	272,100	271,900	265,400
387,400	326,100	296,800	279,900	279,500	273,700	273,500	267,100
389,700	328,300	298,700	281,500	281,100	275,300	275,100	268,700
392,000	330,500	300,600	283,100	282,700	276,900	276,700	270,300
394,300	332,700	302,600	284,700	284,300	278,500	278,300	271,900
396,700	334,700	304,400	286,200	285,800	280,000	279,800	273,500
399,000	336,900	306,500	287,800	287,400	281,600	281,400	275,100
401,300	339,100	308,600	289,400	289,000	283,200	283,000	276,700
403,600	341,300	310,700	291,000	290,600	284,800	284,600	278,300
405,700	343,400	312,700	292,500	291,900	286,100	285,900	279,800
408,000	345,500	314,700	294,300	293,700	287,900	287,700	281,400
410,300	347,600	316,700	296,100	295,500	289,700	289,500	283,000
412,600	349,700	318,700	298,000	297,300	291,500	291,300	284,600
414,700	351,900	320,800	299,600	299,000	293,200	293,000	285,900
416,900	354,000	322,900	301,600	300,900	295,100	294,900	287,600
419,100	356,100	325,000	303,600	302,800	297,000	296,800	289,400
421,300	358,200	327,100	305,600	304,700	298,900	298,700	291,200
423,400	360,200	329,000	307,500	306,500	300,700	300,500	292,800
425,500	362,100	331,200	309,500	308,400	302,600	302,400	294,600
427,600	364,000	333,400	311,500	310,300	304,500	304,300	296,400
429,700	365,900	335,600	313,500	312,200	306,400	306,200	298,200
431,900	367,900	337,600	315,400	313,900	308,100	307,900	300,100
433,300	369,900	339,700	317,400	315,800	310,000	309,800	301,900
434,700	371,900	341,800	319,400	317,700	311,900	311,700	303,700
436,100	373,900	343,900	321,400	319,600	313,800	313,600	305,500
437,500	375,900	345,800	323,300	321,300	315,500	315,300	307,200
438,600	377,800	347,800	325,300	323,200	317,300	317,100	308,900
439,700	379,700	349,800	327,300	325,100	319,100	318,900	310,600
440,800	381,600	351,800	329,300	327,000	320,900	320,700	312,300

441,800	383,400	353,800	331,400	328,800	322,800	322,500	314,100
442,800	385,300	355,600	333,400	330,800	324,600	324,300	315,800
443,800	387,200	357,400	335,400	332,800	326,400	326,100	317,500
444,800	389,100	359,200	337,400	334,800	328,200	327,900	319,200
445,700	391,000	361,000	339,300	336,700	330,100	329,700	320,700
446,500	392,800	362,800	341,300	338,700	332,100	331,600	322,300
447,300	394,600	364,600	343,300	340,700	334,100	333,500	323,900
448,100	396,400	366,400	345,300	342,700	336,100	335,400	325,500
449,000	398,300	368,100	347,300	344,700	338,000	337,200	327,000
449,800	400,100	370,000	349,200	346,500	339,800	338,900	328,500
450,600	401,900	371,900	351,100	348,300	341,600	340,600	330,000
451,400	403,700	373,800	353,000	350,100	343,400	342,300	331,500
452,100	405,300	375,500	354,700	351,800	345,100	344,000	333,100
453,000	406,800	377,400	356,500	353,600	346,900	345,800	334,600
453,900	408,300	379,300	358,300	355,400	348,700	347,600	336,100
454,800	409,800	381,200	360,100	357,200	350,500	349,400	337,600
455,500	411,200	382,900	361,800	359,100	352,300	351,000	339,200
456,400	412,500	384,800	363,700	360,900	354,100	352,800	340,700
457,300	413,800	386,700	365,600	362,700	355,900	354,600	342,200
458,200	415,100	388,600	367,500	364,500	357,700	356,400	343,700
459,000	416,300	390,300	369,300	366,300	359,300	358,000	345,000
459,900	417,400	392,100	371,100	368,100	361,100	359,800	346,500
460,800	418,500	393,900	372,900	369,900	362,900	361,600	348,000
461,700	419,600	395,700	374,700	371,700	364,700	363,400	349,500
462,300	420,800	397,400	376,400	373,500	366,500	365,000	351,000
463,200	421,600	399,100	378,200	375,200	368,200	366,600	352,600
464,100	422,400	400,800	380,000	376,900	369,900	368,200	354,200
465,000	423,200	402,500	381,800	378,600	371,600	369,800	355,800
465,700	424,100	404,200	383,500	380,200	373,200	371,500	357,200
466,600	424,900	405,700	385,200	381,900	374,900	373,000	358,600
467,500	425,700	407,200	386,900	383,600	376,600	374,500	360,000
468,400	426,500	408,700	388,600	385,300	378,300	376,000	361,400
469,100	427,400	410,000	390,300	386,800	379,800	377,600	362,800
470,000	428,300	411,200	392,000	388,400	381,400	379,200	364,200
470,900	429,200	412,400	393,700	390,000	383,000	380,800	365,600
471,800	430,100	413,600	395,400	391,600	384,600	382,400	367,000
472,500	431,100	414,900	397,000	393,100	386,000	384,100	368,400
473,400	431,900	415,900	398,700	394,800	387,700	385,600	369,600
474,300	432,700	416,900	400,400	396,500	389,400	387,100	370,800
475,200	433,500	417,900	402,100	398,200	391,100	388,600	372,000
475,900	434,400	418,900	403,700	399,700	392,600	390,200	373,300
476,800	435,200	419,800	405,100	401,000	393,900	391,400	374,300
477,700	436,000	420,700	406,500	402,300	395,200	392,600	375,300
478,600	436,800	421,600	407,900	403,600	396,500	393,800	376,300
479,300	437,700	422,600	409,200	405,000	397,900	395,000	377,400
480,200	438,500	423,500	410,300	406,100	399,000	395,900	378,300
481,100	439,300	424,400	411,400	407,200	400,100	396,800	379,200
482,000	440,100	425,300	412,500	408,300	401,200	397,700	380,100
482,700	441,000	426,000	413,500	409,300	402,200	398,400	381,100
	441,800	426,900	414,500	410,400	403,300	399,400	382,000
	442,600	427,800	415,500	411,500	404,400	400,400	382,900

	443,400	428,700	416,500	412,600	405,500	401,400	383,800
	444,100	429,700	417,600	413,700	406,500	402,300	384,800
	445,000	430,600	418,500	414,700	407,500	403,200	385,700
	445,900	431,500	419,400	415,700	408,500	404,100	386,600
	446,800	432,400	420,300	416,700	409,500	405,000	387,500
	447,500	433,100	421,300	417,700	410,300	405,900	388,500
	448,300	433,900	422,300	418,800	411,300	406,800	
	449,100	434,700	423,300	419,900	412,300	407,700	
	449,900	435,500	424,300	421,000	413,300	408,600	
	450,800	436,400	425,300	421,900	414,100	409,500	
	451,600	437,200	426,200	422,900	415,000	410,400	
	452,400	438,000	427,100	423,900	415,900	411,300	
	453,200	438,800	428,000	424,900	416,800	412,200	
	454,100	439,700	428,900	425,700	417,700	412,900	
	454,900	440,500	429,700	426,600	418,600	413,800	
	455,700	441,300	430,500	427,500	419,500	414,700	
	456,500	442,100	431,300	428,400	420,400	415,600	
	457,400	443,000	432,200	429,300	421,300	416,300	
	458,200	443,800	433,100	430,200	422,200	417,200	
	459,000	444,600	434,000	431,100	423,100	418,100	
	459,800	445,400	434,900	432,000	424,000	419,000	
	460,700	446,300	435,700	432,800	424,700	419,700	
		447,100	436,600	433,700	425,600		
		447,900	437,500	434,600	426,500		
		448,700	438,400	435,500	427,400		
		449,600	439,100	436,200	428,100		
		450,400	439,900	437,100	429,000		
		451,200	440,700	438,000	429,900		
		452,000	441,500	438,900	430,800		
		452,900	442,400	439,600	431,500		
			443,200	440,500	432,400		
			444,000	441,400	433,300		
			444,800	442,300	434,200		
			445,700	443,000	434,900		
			446,500	443,900			
			447,300	444,800			
			448,100	445,700			
			449,000	446,400			
341,900	308,800	289,600	283,800	283,600	276,900	273,100	264,900

3等陸曹	陸士長	1等陸士	2等陸士
3等海曹	海士長	1等海士	2等海士
3等空曹	空士長	1等空士	2等空士
俸給月額	俸給月額	俸給月額	俸給月額
円	円	円	円

189,600	174,300	174,300	159,500
192,600	176,200	176,200	161,300
195,600	178,100	178,100	163,100
198,600	180,000	180,000	164,900
201,700	181,800	181,800	166,600
204,300	183,800	182,800	167,600
206,900	185,700	183,800	168,600
209,500	187,600	184,800	169,600
212,200	189,600	185,800	170,700
214,300	191,900	186,900	
216,400	194,200	188,000	
218,500	196,500	189,000	
220,700	198,700	190,100	
222,700	201,200		
224,700	203,700		
226,700	206,200		
228,600	208,500		
230,500	210,500		
232,400	212,500		
234,300	214,500		
236,300	216,400		
238,300	218,200		
240,300	220,000		
242,300	221,800		
244,100	223,500		
246,000	225,300		
247,900	227,100		
249,800	228,900		
251,500	230,500		
253,100	231,700		
254,700	232,900		
256,300	234,100		
257,800	235,200		
259,400			
261,000			
262,600			
264,200			
265,700			
267,200			
268,700			
270,100			
271,600			
273,100			
274,600			
276,200			
277,700			
279,200			
280,700			
282,200			
283,900			

285,600			
287,300			
288,900			
290,400			
291,900			
293,400			
295,000			
296,500			
298,000			
299,500			
300,900			
302,200			
303,500			
304,800			
306,100			
307,300			
308,500			
309,700			
310,800			
311,700			
312,600			
313,500			
314,300			

247,600	—	—	—

備考(一) 統合幕僚長その他の政令で定める官職以外の官職を占める者で陸将、海将又は空将であるものについては、この表の規定にかかわらず、陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に定める額の俸給を支給するものとする。

(二) この表の陸将補、海将補及び空将補の(一)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員は、備考(一)の政令で定める官職に準ずる官職を占める者で政令で定めるものとする。

(三) この表の1等陸佐、1等海佐及び1等空佐の(一)欄又は(二)欄に定める額の俸給の支給を受ける職員の範囲は、官職及び一般職に属する国家公務員との均衡を考慮して、政令で定める。

(四) 退職の日に昇任した職員(その者の事情によらないで引き続いて勤続することを困難とする理由により退職した職員で政令で定めるものを除く。)については、この表の規定にかかわらず、その者の退職の日の前日に属していた階級の欄に定める額の俸給を支給するものとする。

第二条 防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十八条の二の二、第二十五条第三項及び第二十五条の二第三項中「百分の百二十五」を「百分の百二十二・五」に、「百分の百四十五」を「百分の百四十」に、「百分の百三十五」を「百分の百三十七・五」に、「百分の百五十」を「百分の百五十五」に改める。

(防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第三条 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律(平成十七年法律第二百二十二号)の一部を次のように改正する。

附則第十五条第一項中「相当する額」の下に「(防衛省職員給与法附則第五項において準用する一般職給与法附則第八項に規定する特定職員にあつては、当該額に百分の九十八・五を乗じて得た額)」を加え、同項第一号中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改め、同項第二号中「百分の九十九・六八」を「百分の九十九・四四」に改め、同項に次の一号を加える。

三 前二号に掲げる職員以外の職員(一般職給与法別表第八イの適用を受ける職員、医師又は歯科医師である自衛官及び防衛省職員給与法第四条第三項に規定する第二号任期付研究員を除く。) 百分の九十九・八三

附則第十六条第二項中「百分の九十九・七六」を「百分の九十九・五九」に改める。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条及び附則第六条の規定は、平成二十三年四月一日から施行する。

(最高の号俸を超える俸給月額切替)

第二条 この法律の施行の日（以下この条において「施行日」という。）の前日において防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第四項若しくは第五項、第六条の二第二項又は第七条第二項の規定による俸給月額を受けていた職員の施行日における俸給月額は、防衛省令で定める。

（平成二十二年十二月三十一日までの間の医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額）

第三条 医師又は歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）の俸給月額は、第一条の規定による改正後の同法別表第二の規定にかかわらず、平成二十二年十二月三十一日までの間は、なお従前の例による。

（平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置）

第四条 防衛省の職員の給与等に関する法律第十八条の二第一項又は第十八条の二の二の規定によりその例によることとされる一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第▼▼▼号。以下「一般職給与改正法」という。）附則第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「若しくは医療職俸給表(一)」とあるのは「、防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第一自衛隊教官俸給表若しくは同法別表第二自衛官俸給表の適用を受ける職員でその職務の級若しくは階級（当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては、同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）及び号俸が防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第▼▼▼号）附則別表の俸給表欄、職務の級又は階級欄及び号俸欄に掲げるものであるもの（同法第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項の規定が施行されていたとした場合においても同項において準用する改正後の給与法附則第八項の規定の適用を受けず、かつ、防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第百二十二号）附則第十五条の規定の適用を受けない職員に限り、医師又は歯科医師である自衛官を除く。）、医師若しくは歯科医師である自衛官（防衛省の職員の給与等に関する法律第六条の規定の適用を受ける自衛官を除く。）、防衛省の職員の給与等に関する法律第四条第四項ただし書の規定の適用を受ける自衛官若しくは医療職俸給表(一)」と、「及び特勤手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）」とあるのは「、特勤手当（給与法第十四条の規定による手当を含む。）、航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当、特殊作戦隊員手当及び営外手当」と、同条第二項中「防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）」とあるのは「一般職の職員の給与に関する法律」とする。

（平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に関する読替え）

第五条 一般職給与改正法附則第四条の規定は、平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する一般職給与改正法第一条の規定による改正後の一般職の職員の

給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）附則第八項の規定の適用について準用する。この場合において、一般職給与改正法附則第四条中「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第▼▼▼号）」とあるのは、「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第▼▼▼号）」と読み替えるものとする。

- 2 平成二十二年四月一日前に五十五歳に達した職員に対する第一条の規定による改正後の防衛省の職員の給与等に関する法律附則第六項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が五十五歳に達した日後における最初の四月一日」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十二年法律第▼▼▼号）の施行の日」と、「五十五歳に達した日後における最初の四月一日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成二十三年四月一日における号俸の調整）

第六条 一般職給与改正法附則第五条第一項の規定は、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない職員について準用する。この場合において、同項中「職務の級に」とあるのは「職務の級又は階級（当該階級が陸将、海将又は空将である場合にあっては防衛省の職員の給与等に関する法律（昭和二十七年法律第二百六十六号）別表第二の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄をいい、当該階級が一等陸佐、一等海佐又は一等空佐である場合にあっては同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄、(二)欄又は(三)欄をいう。）に」と、「受けるもの」とあるのは「受けるもの、同法第六条の規定の適用を受ける自衛官」と、「給与法第八条第五項」とあるのは「防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第二項において準用する給与法第八条第五項」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と読み替えるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、平成二十三年四月一日において四十三歳に満たない医師又は歯科医師である自衛官であって防衛省の職員の給与等に関する法律第五条第四項及び第五項の規定の適用を受けるものの同日における俸給月額が、一般職の職員の給与に関する法律別表第八イの適用を受ける国家公務員が受ける俸給月額との均衡を失すると認められるときは、同日における当該俸給月額に同表の適用を受ける国家公務員との均衡を考慮して政令で定める額を加えた額をその者の俸給月額とする。

- 3 国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額は、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務

時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

- 4 前項の規定は、国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十二條の規定による勤務をしている職員について準用する。
- 5 国家公務員の育児休業等に関する法律第二十七条第一項において準用する同法第二十三條第二項に規定する任期付短時間勤務職員に対する第一項において準用する一般職給与改正法附則第五條第一項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の俸給月額、当該号俸に応じた額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数を乗じて得た額とする」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第七條 附則第二條から前條までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

（国家公務員の育児休業等に関する法律の一部改正）

第八條 国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

（育児短時間勤務職員等である防衛省の職員に関する読替え）

第三條 第二十七條第一項において準用する第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四條の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七條第一項において準用する同法第十三條第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

- 2 第二十七條第一項において準用する第二十二條の規定による勤務をしている職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号から第四号までの規定により給与が減ぜられて支給される場合における第二十七條第一項において読み替えて準用する第二十二條の規定の適用については、

同条中「及び第二十七条第二項」とあるのは、「、第二十七条第二項及び附則第三条第一項」と読み替えるものとする。

- 3 第二十七条第一項において準用する第二十三条第二項に規定する任期付短時間勤務職員についての防衛省の職員の給与等に関する法律附則第五項において準用する給与法附則第八項第一号及び第二号の規定の適用については、同項第一号中「号俸の俸給月額（）」とあるのは「号俸の俸給月額に、その者の一週間当たりの通常の勤務時間を自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員及び国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第百九号）第二十七条第一項において準用する同法第十三条第一項に規定する育児短時間勤務職員以外の職員の一週間当たりの通常の勤務時間として防衛省令で定めるもので除して得た数（以下この号及び次号において「算出率」という。）を乗じて得た額（）」と、「を減じた額（）」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた額（）」と、同項第二号中「を減じた」とあるのは「に算出率を乗じて得た額を減じた」と読み替えるものとする。

附則別表（附則第四条関係）

俸給表	職務の級又は階級	号俸
自衛隊教官俸給表	一級	一号俸から七十二号俸まで
	二級	一号俸から二十四号俸まで
自衛官俸給表	一等陸佐(三) 一等海佐(三) 一等空佐(三)	一号俸から八号俸まで
	二等陸佐 二等海佐 二等空佐	一号俸から三十二号俸まで
	三等陸佐 三等海佐 三等空佐	一号俸から八十号俸まで
	一等陸尉 一等海尉 一等空尉	一号俸から百二十九号俸まで
	二等陸尉 二等海尉 二等空尉	一号俸から百三十七号俸まで
	三等陸尉 三等海尉 三等空尉	一号俸から百四十五号俸まで
	准陸尉 准海尉 准空尉	一号俸から百四十五号俸まで
	陸曹長 海曹長 空曹長	一号俸から百四十一号俸まで

	一等陸曹 一等海曹 一等空曹	一号俸から百二十九号俸まで
	二等陸曹 二等海曹 二等空曹	一号俸から百十三号俸まで
	三等陸曹 三等海曹 三等空曹	一号俸から七十三号俸まで
	陸士長 海士長 空士長	一号俸から三十三号俸まで
	一等陸士 一等海士 一等空士	一号俸から十三号俸まで
	二等陸士 二等海士 二等空士	一号俸から九号俸まで

理 由

一般職の国家公務員の例に準じて防衛省職員の俸給月額等を改定する等の必要がある。
これが、この法律案を提出する理由である。